

ICT活用工事（舗装工）特記仕様書

【発注者指定型】令和8年7月

第1条 ICT活用工事（舗装工）について

1. ICT活用工事（舗装工）

本工事は、ICTの活用を図るため、発注者の指定により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（舗装工）である。

2. 定義

(1) 本工事では、発注者の指定により、その実現に向けて、効果や課題を検証するためにICTを活用した工事を試行するものとする。

(2) ICT活用工事（舗装工）とは、以下に示す①～⑤の全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。ただし、受注者の責によらず指定した施工プロセスが実施できない場合（※）、契約後、監督員と協議し協議が整ったものについては、一部の施工プロセスを対象外とすることができる。（※受注者の責によらず指定した施工プロセスが実施できない場合の詳細は、適用図書「三重県ICT活用工事（舗装工）試行要領」を参照。）

対象は、舗装工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工（路盤工が対象）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

また、受注者からの提案・協議により、ICT活用工事（舗装工）の関連工種である付帯構造物設置工にICT施工技術を活用することができる。

3. 本工事で適用するICT施工技術の具体的な工事内容及び対象範囲は、監督員と協議するものとし、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。なお、本工事で適用するICT施工技術については、適用図書「三重県ICT活用工事（舗装工）試行要領」および「三重県ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領」による。

4. ICT施工技術を活用した施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデ

ータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事（舗装工）を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め積極的に受注者に貸与するものとする。

5. 建設工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
6. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

第2条 ICT活用工事（舗装工）における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第3条 ICT活用工事（舗装工）の費用について

1. ICT活用工事（舗装工）を実施する項目については、「三重県ICT活用工事（舗装工）試行要領」に基づき費用を計上している。なお、設計変更など、工事費の積算の考え方は、適用図書「三重県ICT活用工事（舗装工）試行要領」および「三重県ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領」による。

第4条 適用図書

1. 本工事では以下の図書を適用する。

「三重県ICT活用工事（舗装工）試行要領」

「三重県ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領」

（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/72974023466_00003.htm

第5条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査（アンケート）

1. 受注者は、ICTを活用する施工プロセスのすべてが完了後速やかに「ICT活用工事の活用効果等に関する調査様式」に該当項目を記入し、発注者に提出すること。

様式はHP（以下のURL）からダウンロードし回答は電子ファイルでメールにて発注者に提出すること。

様式：「ICT活用工事の活用効果等に関する調査様式」

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/72974023466_00003.htm

第6条 その他

1. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。
2. ICTを活用した工事の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会や講習会等を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。